

議案第 1 2 号

旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次  
のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

旭市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年旭市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の2」を「100分の4」に改める。

第14条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額」を「別表第2に掲げる片道の使用距離の区分に応じた額」に改め、同号アからウまでを削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第14条関係)

自転車等使用者に係る通勤手当の月額表

職員区分 片道の使用距離	自転車等使用者
2 km 以上 4 km 未満	円 2, 000
4 km 以上 6 km 未満	4, 240
6 km 以上 8 km 未満	5, 270
8 km 以上 10 km 未満	6, 300
10 km 以上 12 km 未満	7, 340
12 km 以上 14 km 未満	8, 650
14 km 以上 16 km 未満	9, 980
16 km 以上 18 km 未満	11, 310
18 km 以上 20 km 未満	12, 640
20 km 以上 22 km 未満	13, 960
22 km 以上 24 km 未満	15, 240
24 km 以上 26 km 未満	16, 510
26 km 以上 28 km 未満	17, 780
28 km 以上 30 km 未満	19, 050
30 km 以上 32 km 未満	20, 320
32 km 以上 34 km 未満	21, 520
34 km 以上 36 km 未満	22, 720

36 km 以上 38 km 未満	23, 910
38 km 以上 40 km 未満	25, 100
40 km 以上 42 km 未満	26, 290
42 km 以上 44 km 未満	27, 480
44 km 以上 46 km 未満	28, 670
46 km 以上 48 km 未満	29, 860
48 km 以上 50 km 未満	31, 050
50 km 以上 52 km 未満	32, 230
52 km 以上 54 km 未満	33, 540
54 km 以上 56 km 未満	34, 850
56 km 以上 58 km 未満	36, 160
58 km 以上 60 km 未満	37, 460
60 km 以上 62 km 未満	38, 760
62 km 以上 64 km 未満	40, 530
64 km 以上 66 km 未満	42, 300
66 km 以上 68 km 未満	44, 070
68 km 以上 70 km 未満	45, 840
70 km 以上	47, 610

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。